

令和2年あきる野市農業委員会 6月総会議事録

令和2年6月25日（木）午後1時30分、令和2年あきる野市農業委員会6月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・小川金二・堀江建夫・
田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英、金澤知行

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

報告

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
|-------|----------------------------|

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。新型コロナウイルスの関係で、3月、4月、5月の総会では必要最低限の人数で開催いたしましたので、本年度初めてのご出席の方もいらっしゃると思います。本日は全員の出席となりますが、未だに感染者の減少もされておられませんので、当農業委員会といたしましても引き続きマスクの着用や距離を置いた形で、感染防止に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和2年あきる野市農業委員会6月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。雨の合間のお忙しい中、総会にお集まりいただきましてありがとうございます。梅雨時とありまして、雨がかなり多くなりまして、畑の方も作物も生長するでしょうけれども、草の方も伸びるので、草の退治が大変だと思いますけれども、こういう曇った時にはそういう仕事をしたいと思うのですが、しばらくお付き合いいただきまして、案件が多くございますので、皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに進めていただけたらなと思っております。また、新型コロナウイルスで3ヶ月ほど人数を絞りましての総会を行いまして、皆さまのご協力をいただきまして、滞りなく、人数が少ないながらもちゃんと進めてきた訳でございますが、今回久しぶりにお集まりいただいたのですが、東京都の感染者数が随分増えております。またいつどうなるか分かりませんが、皆さまにはお体に気をつけながら、畑仕事、あるいは、それぞれ皆さまのご生活をお送りいただくことをお願いしまして、簡単ではございますが、今日の総会、よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はこのような状況ですので、ございません。今回の総会につきましては、緊急事態宣言解除に伴い、通常の数での開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。諸報告は以上となります。本日の署名委員は田中英雄委員と小川委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員13名、推進委員4名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案ですが、番号1、番号2についてはご本人をお呼びしている案件であり、関連議案でもありますので、一括して審議いたします。また、番号1、番号2ともに被相続人の息子さんである、〇〇〇さんにお越しいただいております。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和2年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

(第1号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、番号1、番号2について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。6月19日の金曜日に事務局と3名で現地確認をしまいいりました。番号1については、8ページの地図をご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは4間の温度管理のできる、加温施設のある温室が2棟と、雨よけ程度の小さなハウスが1棟ある、ハウスが3棟ある畑でした。1棟はもうまるまるきれいになっておりまして、何も中に入っていませんでした。もう1棟は葉物が半分、5列ほど播種してありました。残りの雨よけ程度のハウスの所はきれいに管理してあり、何の問題もないと思います。続いて番号2の方ですが、9ページの地図をご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの畑はきれいに耕耘済みで、現在何も植わってない状態です。〇〇さんは家族3人でファーマーズセンターの方にずっと通年通して出荷しており、お母さんの方も最近は見られませんが、いつもお手伝いをちゃんとしているということなので、何の問題もないと思いますが、ご本人も来ているということなので、よろしく願いいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・ご本人が来ておりますので、質問をお願いいたします。それではご本人に入ってください。

(〇〇氏入室)

(議長) どうも今日はお忙しいところ、ありがとうございます。あきる野市●●●●●番地、〇〇さんでお間違いないですね？それでは簡単に自己紹介と言いますか、一言お願いします。

(〇〇氏) はい。●●の〇〇〇と言います。今回、生産緑地の納税猶予ということで、適格者の証明をいただきたく、今日は出席しました。よろしくお願いします。

(議長) はい。ご本人の自己紹介が終わりましたけれども、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) 大変ご苦労さまです。今、農業をやっている、かなりこれ以外にも畑を借りてやっていると思いますが、何か困ったこととか、そういったことはありますか？

(〇〇氏) はい。自分のところの面積以上に、あきる野の市内で畑を借りてやっていますけれども、多く借りている分管理が大変ですが、たくさんの方々から助けていただきながらやっているんだなということを、しみじみ毎日実感しながらやっております。ここへきて、アルバイトの方もぼちぼち来ていただいております。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本和夫委員) どうも今日のご苦労さまです。あの、〇〇さんは市内のいろいろな所に、自宅から遠い所に畑があるのですが、移動時間とか大変だと思いますが、これをどこかで集約できるような、近場でできるような畑があったら、そうしたいようなものなのではないでしょうか？ちょっとお伺いしたいのですが。

(〇〇氏) できれば農地の方はまとめて所有と言うか、持てるのであればそうして農業をやりたいとは思っております。ただ、現状だと結構難しいと思うので、その点は自分なりに考え

てやっっていこうとは思っております。以上です。

(橋本和夫委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申します。今、トータルでどのくらいの面積を耕作されているのでしょうか？

(〇〇氏) トータルで●●歩・・・●●歩はいかないぐらいの面積ではやってはいるのですが、
今後は従業員を使いながら、皆さんに負けないようにやっっていこうと思っております。よろしく
お願いします。

(嶋崎委員) たくさんあると、なかなか大変だと思いますが、頑張ってください。大変でしょうけど、
お願いしたいと思います。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？今、お話ありましたように、自己所有
と借りている所をしっかりと手入れしていただきたいのと、特にこの納税猶予というのは税金
が安くなるということだけではなくて、そこをいかに利用して畑として使うかというのが主題
ですので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。今後の作付けと言いますか、意気込
みを一言おっしゃっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) 今後も今まで以上とはいかないかも知れませんが、今の耕作を維持しながら、もっとい
い、皆さんに負けないぐらいの野菜を作っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長) 他にはよろしいでしょうか？・・・それでは、本日はお忙しいところ、どうもありがとう
ございました。退室していただいて結構です。

(〇〇氏) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏退室)

(議長) 他に何かご質問は？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇△△さん、〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者
であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして第2号議案、
收受15、收受16については関連案件のため、一括で審議いたします。それでは事務局、
説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第
3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動に
ついてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年6月25日提出。あきる野市農業委
員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・收受15 朗読)

(第2号議案・收受16 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受15、收受16について、担当の栗原晋二委員、説明願います。

(栗原晋二委員) はい。6月19日に事務局職員2人と現地確認をしました。收受15は10ページ
です。

(現地案内図 説明)

この〇〇〇-〇は梅林という感じで見てきました。収受16は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは●●●のお寺の周りの畑です。お寺の東側の5筆はよく畑をしているのですが、少し上にある4筆、△△△△-△には梅が入っている畑みたいな感じで、あとは畑になっていました。□□□□は確か最近手に入れて、土手を畑にするということで、手を付けているところでした。今回、息子さんがとにかく畑を一生懸命するというので、このような書類が出ているのですが、皆さんもご承知の場所だと思いますので、いろいろの意見があるかと思いますが、よろしく願いいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原晋二委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(事務局次長) すみません。簡単に補足をさせていただきますが、現状としてはほぼ畑としては使っている、その中の一部にちょっと花が植わっていて、花の公園ではないですけど、ちょっとそういうスポットになっているようなエリアになっています。〇〇〇〇さんがおっしゃるには、お寺の都合がいろいろあるそうで、現状お父様が持っている畑をなんとか今のうちに自分の物にしておきたいと相談がございました。今後は自分が積極的にやると。販売農家という形ではないのですが、今、お母様と奥さまを含めて畑を耕作しているということで、今後はしっかり畑としてやるということで話は聞いております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) ちょっと教えてください。こんがらがっちゃって・・・収受15はどういう意味？

(議長) 両方、同じ名前になってる、と・・・？

(事務局次長) はい。要はですね、お寺の代表として〇〇〇〇さんがなっているのですが、お寺として持っているものと、〇〇〇〇さん個人として持つもの、という形なんです。本来はお寺で全部持ちたいというお話があったのですが、今の農地法の制度ですと、宗教団体は農地を取得することができない形になっておりますので、〇〇〇〇さんが責任を持って自分の物にして管理したいという話がきております。

(嶋崎委員) そのために借りるという？

(事務局次長) そうですね。収受15については使用貸借で。

(嶋崎委員) 収受16は、これは、やっぱりこれも同じような感じ？

(事務局次長) 収受16は、譲渡人の〇〇□□さんがお父様で、世帯内で売買する形です。相続が発生すると必ずしも全てが自分のところにくる訳ではない、という中で、農地は全部自分の物にしておきたいと。しっかり自分で畑として維持したいということで話は伺っております。

(嶋崎委員) 普通ならね、相続でやった方がいいと思うのですが。

(事務局次長) そうなんです、実際相続が発生した時に自分の物にならない可能性がある中で、しっかりと畑は自分の物にしておきたいということで、世帯内で売買でやるということで話は聞いております。

(嶋崎委員) 親から子を買う、という話ですよ？

(事務局次長) そうです。

(議長) そういう意味で贈与じゃなくて、売買。

(嶋崎委員) すっきりしていいですけどね。

(小田川委員) この収受15は、お寺の土地になっているんですよね？代表役員というのは1人なのですか？

(事務局次長) はい。代表役員は〇〇〇〇さん、1人です。

(事務局長) 農地解放時代はお寺はみんな畑を持っていたもので、今は農地法上持つことができないので、多分当時のまま残った形になると思います。

(嶋崎委員) ということは、先ほど説明がありましたが、この収受15の●, ●●●●㎡と●, ●●●●㎡で、収受16に繋がるという？

(事務局次長) いいえ。お寺の●, ●●●●㎡のうち●, ●●●●㎡と、〇〇〇〇さんの●, ●●●●㎡がまるまるで、合わせて●, ●●●●㎡が〇〇〇〇さんの所有になるという形です。3条で3反超える形になります。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受15、収受16について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書4ページをご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは説明いたします。現地調査は6月19日に事務局と3名で行ってまいりました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず、〇〇〇〇-〇の方ですが、ここはジャガイモか何かを収穫した跡がありました。それ以外の所は草が伸びて枯れているような状態でありました。この方は今はやってないと思うのですが、昔は特別栽培農産物とか、そういったことをやっていたので、そういった絡みであまり農薬等を使わない方なのかと、この畑では感じました。続きまして、□□□□-□なのですが、こちらは●●●●●の北側の所にあります。ここは栗の老木がございまして、草はかなり刈ってはありますが、ちょっと多いかなと感じております。この時期これだけ多いとまた夏になって伸びてしまいますので、この先定期的に管理と言うか、そういったことが必要な場所なのではないかと感じました。農業経営はされている方なので、問題ないとは思いますが、以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ご

ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。令和2年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。では説明させていただきます。地図は13ページをご覧ください。19日に約束していたのですが、ちょっと時間的に都合がつかなくて、私はいつも自分の畑から見える場所なので、今日もまた来ながら現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

こちらの2筆は男性と女性が良く来て、休みの日は2人でそろって草むしりしたり、作物を作ったりしてしまして、今現在は結構いろいろな物ができてしまして、今日見たところだと、インゲン、キュウリ、ナス、ラッカセイ、イモ、その他、家庭菜園的な物がかなり作ってありまして、草も毎日のように来て草むしりしているような、それほどひどい状況ではございませんでした。そういうことから、きちんと管理はされていると見なしていいと思います。そんな風に思いますので、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小田川委員) ちょっと教えていただきたいのですが、これは、自ら農地として使用を確認というのは、こちらは第3号議案とは、どこがどう違うのですか？

(事務局次長) これはですね、第3号議案の方は納税猶予の3年ごとの証明になっております。

第4号議案の方は税務署から直接こちらに通知が来てしまして、納税猶予の確定がもうすぐ来る土地になっています。税務署から実際今の現状どうですか？実際ちゃんと今、畑としてやっていますよね？と、3年ごとの証明とは別に猶予の期限が来るものを農業委員会の方に調査するよう通知が来たものが、この第4号議案になっております。

(事務局次長) 20年で確定になるという所がまだあきる野市に残っていますので、今は終生になっているのですが、五日市は一部がまだ20年になるんですけど、昔は20年間で猶予が終わりますので、最後の20年目の時にちゃんとやっているかどうかの確認を農業委員会に、税務署からくる形になります。

(小田川委員) 税務署から来るんですね？はい、ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1については、自ら農地として使用している事を確認する

事に、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。同じく5ページをご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは地図は14ページをご覧ください。現地調査は6月19日に事務局と3名で行ってまいりました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番はすべてお茶が植わっていましたが、△△△番の南側半分は栗が植わってまして、北側には数種類の野菜が植わっているような状況でございました。〇〇〇〇さんは日の出にあります●●●●の支配人ということですが、主に自家消費ということで、管理しているということでございます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号2については、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしました、6ページ目をご覧ください。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和2年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) はい。続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る6月19日に事務局2名と現地を見てまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この場所はちょっと道が無いんですけど、〇〇番の右下の方が〇〇さんの所有の畑だと聞いております。そこから入って作物を作るそうです。現在こちらは、先日見て来た時にはきれいに耕耘がされておまして、一部と言うか、ところどころに草が生えているようでございました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項にうつります。第1号報告について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書の7ページ目をご覧ください。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和2年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号報告・収受41 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。これは報告ですので・・・質問はいいですかね？

(小田川委員) すみません。これは合意解約ですが、この契約というのは？

(事務局次長) 小作権です。小作契約です。

(議長) かなり昔のですね。

(事務局次長) 昔の、農地解放時代に小作権ということで、賃貸借で結んだまま、現在まで来ています。

(小田川委員) 契約書にあったまま、相続したということ？

(事務局次長) そうです。相続があっても権利はずっと、この農地法第18条の合意解約の届け出を農業委員会にしない限り、ずっと権利が続いてしまうので、借りている方も貸している方も、相続を受けながらやっていただいて、もうやらなくなったから返しますとか、返してほしいということで、相対で合意解約を結んだので、その届け出があったということです。

(小川委員) いいですか？これは法務局で小作契約を登記してあるのですか？

(事務局次長) いや、してないです。

(小川委員) じゃあ、農業委員会か何かで？

(事務局次長) 小作台帳に載っている形です。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 何かご質問ございますか？・・・これは●, ●●●㎡のうち●, ●●●㎡ということは、これで結局所有者に全部返った、ということですね？

(事務局次長) そうですね。

(議長) 元々、これしか貸してなかったということ？

(事務局次長) そういう形ですね。

(議長) そうですか。では、よろしいですかね？・・・では続いて、専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和2年あきる野市農業委員会6月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、7月27日、月曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時23分